令和４年

第５回大磯町農業委員会総会会議録

日　時　令和４年５月２５日　午後１時３０分から
場　所　大磯町役場　本庁舎４階　第２委員会室

１　出席委員

１番　安　池　雅　美	９番　鈴　木　洋　有
２番　青　木　貞　治	１０番　吉　川　正
３番　二　宮　賢　一	１１番　添　田　政　夫
~~５番　古　正　輝　子~~	１２番　加　藤　正　和
６番　平　原　則　子	１３番　柳　田　孝
７番　竹　内　欣　也	１５番　近　藤　剛　司
~~８番　石　井　雅　浩~~	１６番　戸　塚　昭　雄

２　欠席委員
５番　古　正　輝　子　８番　石　井　雅　浩

３　遅刻委員

４　農地利用最適化推進委員出席者（意見を述べることはできますが議決権はありません）
西　方　敬　　吉　川　京　男　　柏　木　博　　松　本　常　男

５　出席事務局員
事務局長　　山　口　信　彦
書　　記　　藤　野　陽　平、久保田　徳人

６　議事日程
第１　議事録署名委員の指名
第２　議案第 15 号　農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画書の決定について
議案第 16 号　非農地証明交付申請の承認について
議案第 17 号　農地法第３条第２項第５号に規定する別段の面積について
報告第１号　農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出について

議長　ただ今の出席委員は 12 名で、定足数に達しておりますので令和４年第５回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、５番古正輝子委員と８番石井雅浩委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長　次に、大磯町農業委員会会議規則第１８条第１項の規定により、７番竹内欣也委員と９番鈴木洋有委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長　それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長　ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長　よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長　それでは、本日の議題に入ります。日程第２の議案第１５号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画書の決定について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記　議案第１５号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画書の決定について」は議案書２ページの２件で、再設定および新規設定が各１件でございます。場所につきましては総会資料の１ページと２ページをご覧ください。

大磯町長より令和４年５月１６日付けで農地利用集積計画の決定を求められています。

事務局　《議案第１５号１番と２番を朗読・説明》

書記　議案第１５号１番と２番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしています。

最初に１番についてですが、当該農地は構造改善地区の水路整備を行った農業振興地域の農地集団の中の水田ですが、現在は露地畑として使用されています。農地所有者が耕作できなくなったため親戚である借り手が引き続き借りることで遊休化防止が図られると考えられます。

なお、５月１３日に西小磯地区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長　では、現地調査をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

１３番委員（柳田）　１３番の柳田です。議案第１５号１番の農地について、５月１３日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、農業振興地域の良好な露地畑ですが、親戚の農家が借りることで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長　ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことです。

議長　では、議案第１５号１番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

議長　質疑がないようですので、議案第１５号１番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙　手》

議長　賛成者全員により、議案第１５号１番は原案とおり決定いたしました。

次に２番について事務局より説明をお願いします。

書記　当該農地は西小磯地区の国道一号線とＪＲ東海道本線の間にある農業振興地域の農用地集団の露地畑です。貸し手は地元の農家で営農が困難となったため、昨年も今回の貸し手に当該農地近くの農地を貸しています。借り手は昨年に西小磯地区に参入した認定新規就農者で、今回は営農拡大のための５回目の新規利用権設定となりますが、現在借りている農地の近くの農地を借りることで効率的な営農が図られます。

なお、５月１３日に西小磯地区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長　では、現地調査をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

１３番委員（柳田）　１３番の柳田です。議案第１５号２番の農地について、５月１３日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、借り手が参入した地区にある農用地で、今回で６筆目となります。専業農家に農地を集約することで効率的な営農が図られると考えられます。

議長　ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地を集約することで効率的な営農が図られるとのことです。

　では、議案第１５号２番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員　農家が借りている農地は全て大磯町内ですか。

書記　全て大磯町内の西小磯地区に集約しています。

委員　農地までの接道はありますか。

書記　畑と線路の間に幅の広い農道があり、当該農地はその農道に接しています。

議長　他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第１５号２番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙　手》

議長　賛成者全員により、議案第１５号２番は原案とおり決定いたしました。

　以上で議案第１５号の全ての審議が終了しました。

　なお、本議案の決定事項は町長に通知いたします。

議長　それでは、次に議案第１６号「非農地証明交付申請の承認について」を議題に供します。なお、議案第１６号１番と２番は同一の願い人の案件ですので、まとめて審議をします。

　では、朗読と説明を事務局よりお願いします。

書記　議案第１６号「非農地証明交付申請の承認について」は、議案書３ページの２件でございます。場所につきましては総会資料の３ページと４ページをご覧ください。

《議案第１６号１番と２番を朗読》

書記　議案第１６号１番と２番につきましては、非農地証明についての審議事項でございます。非農地証明につきましては、神奈川県の「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」（平成２４年８月１日施行）に基づき、指針で定めております要件をすべて満たすものに限り非農地証明を交付することが可能です。

　当該農地は、昭和初期に山林の斜面地を開墾して畑としましたが、非農家が相続し

てからは耕作放棄されて山林に戻ってしまったとのことです。現在は樹木が乱立して農地性はなく、かつ、過去に違反転用の追及を受けたことはありません。

なお、５月１３日に東小磯地区担当の安池委員と事務局で現地確認を実施した結果、非農地証明のすべての要件を満たしていることを確認しています。

議長　ありがとうございました。では、現地調査をお願いした安池委員から説明をお願いいたします。

１番委員（安池）　１番の安池です。議案第１６号１番と２番の農地について、５月１３日に私と事務局で現地調査を行いました。

当該農地は急な斜面地で、大きな樹木が乱立し、接道もなく農地復元が不可能な状況にあることを確認しました。

また、周辺はすべて山林ですので非農地とすることによる隣接の農地への影響はないものと考えられます。

議長　ありがとうございました。ただいま説明がありましたとおり、申請のあった農地は県の指針に基づき非農地に該当するとのことです。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員　当該土地は、昭和の頃から山林とのことですが、実際は、山林となったのはいつですか。

書記　航空写真を見ると、昭和の終わり頃から山林となっています。現在の農地所有者は三世代目の方で、初代の方が先の戦争前後から食糧を確保するために開墾した畑を耕作していたとのことですが、相続した二代目の方は非農家であったため耕作放棄地となったとのことです。いつから耕作放棄地になったかは記憶にないそうです。

委員　当該土地に別荘などの家屋は建設可能ですか。

書記　市街化調整区域であることや接道もない斜面地であるため、家屋を建設することはできないと考えられます。

議長　他にございませんか。他に質疑がないようですので、申請のありました２筆について非農地証明書を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙　手》

議長　賛成者全員により、非農地証明書を交付することに決定いたしました。

議長　それでは、次に議案第１７号を議題に供します。では、事務局より説明をお願いします。

書記　議案第１７号「農地法第３条第２項第５号に規定する別段の面積について」は、議案書の４ページ及び５ページをお開きください。

農地の下限面積につきましては、農地法第３条第２項第５号に基づき都府県は５０アールとなっていますが、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部または一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積とするとされています。

また、農地法施行規則第１７条において農林水産省令で定める基準が示されていますが、農業委員会が定めようとする別段の面積の単位はアールとし、その面積は１０アール以上で、かつ、定めようとする面積未満の農家数が、総数のおおむね１００分の４０を下らないように算定されるものであることとされています。

大磯町では、耕作面積が５０アール以上の農家が約半数を占め、１０アールから４０アールの耕作面積の農家が概ね４割となっています。このことから農家として営農していくには最低でも４０アールは必要であるとの考えから、前年度と同様、下限面積の変更を行わないと判断しました。

議長　ただいま説明がありましたように、下限面積の見直しは長所もあれば短所もあり、今年度については、現行の下限面積４０アールの変更は行なわないとのことです。

これより、質疑にはいります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員　今後、農地法が改正され、下限面積の規制がなくなります。農地法の施行日は令和５年４月１日となっています。このことについて補足させていただきます。

《質疑なし》

議長　他に質疑がないようですので、議案第１７号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

《挙　手》

議長　賛成者全員により、議案第１７号は原案のとおり決定いたしました。

議長　次に、報告第１号の「農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記　報告第１号「農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書６ページの２件でございます。場所につきましては総会資料の５ページと６ページをご覧ください。

事務局　　《報告第１号１番と２番を朗読》

書記　報告第１号１番と２番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長　ただ今の報告第１号１番と２番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長　よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第１号を終わります。

議長　以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長　よろしいですか。それでは以上をもちまして令和４年第５回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

（午後１時５８分）